

記者発表資料

「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」及び 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の締結について

●「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」の締結について
相武国道事務所では、地震等の災害発生時に無人航空機を活用して詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的に以下の企業等と協定締結いたしました。

【協定締結企業等(全11者)】

・今回の公募による新たな協定締結者(8者)

朝日航洋(株)、(株)エアロ・フォト・センター、(株)エイテック 東日本支社、
(株)オオバ 東京支店、国際測地(株)、(一社)国際ドローン協会、(株)スタッド、
(株)日豊 (五十音順)

・従来から実施している「災害応急対策業務に関する協定(道路関連)」で無人航空機に関する業務を追加した協定締結者(3者)

国土開発工業(株)、小雀建設(株)、巴山建設(株) (五十音順)

●「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の締結について

相武国道事務所と一般社団法人 神奈川県測量設計業協会は、道路施設に地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、被災箇所の測量、調査、設計及び無人航空機による災害状況把握等を行い道路啓開、被災施設の早期復旧に資することを目的に協定締結いたしました。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 東京都庁記者クラブ
神奈川県政記者クラブ 八王子記者クラブ 立川市政記者クラブ
青梅・西多摩記者クラブ 相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

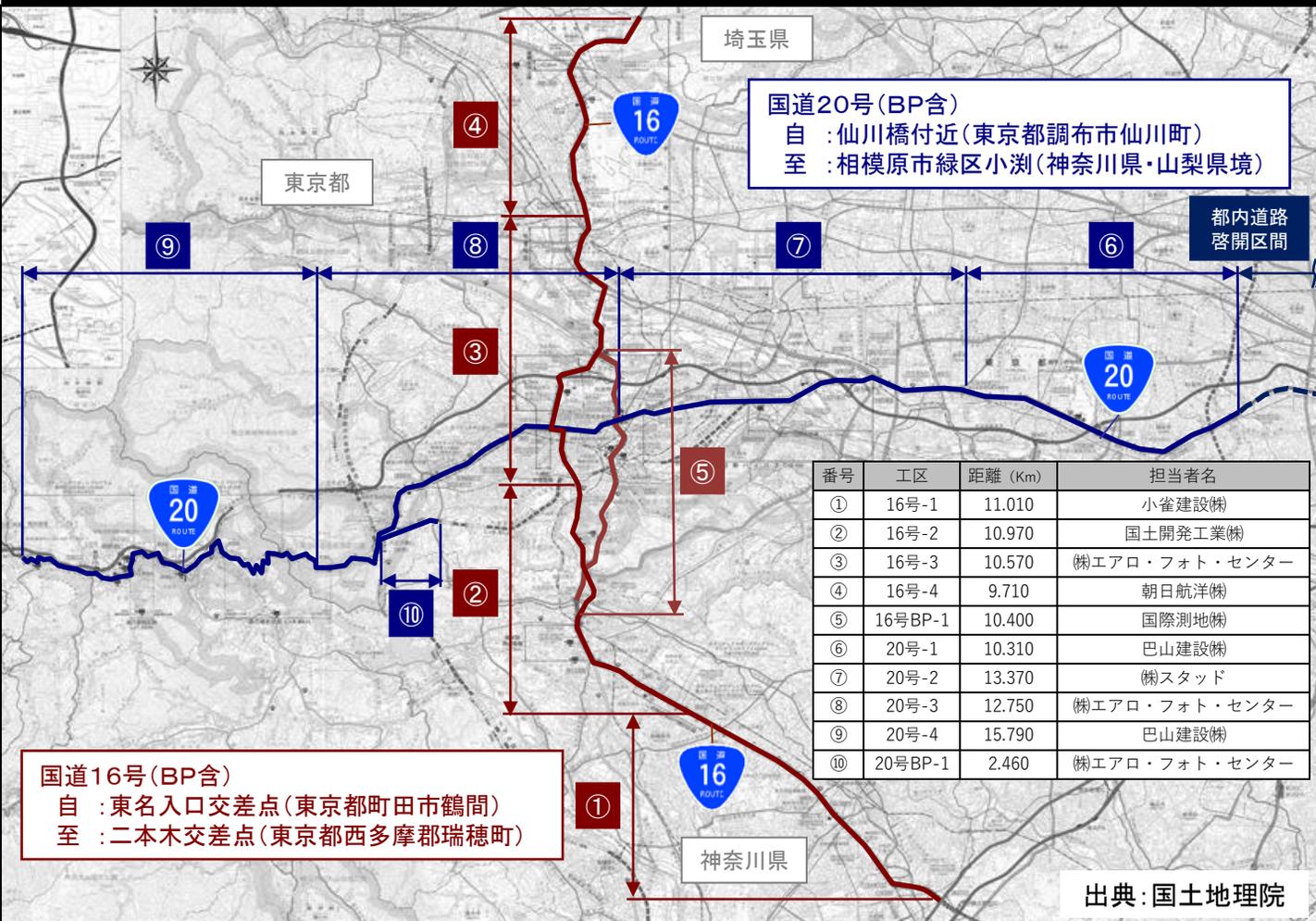
TEL:042-643-2001(代表)

ちば なおし

はざわ えいいち

副所長 千葉 直志 (内205) 管理第二課長 羽澤 栄市 (内441)

①相武国道事務所管理区間の各企業等担当工区



②都内啓開道路区間の各企業等担当工区



「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」概要

【協定の目的】

本協定は、相武国道事務所が管理する道路施設等に災害等が発生した場合または発生の恐れがある場合や、東京都心23区内において震度6弱以上(気象庁発表)の地震が発生した場合において、相武国道事務所が管理する国道及び、国道20号(東京都千代田区霞ヶ関2丁目～東京都世田谷区給田三丁目)(以下「啓開道路」という。)の災害応急対策活動を実施するにあたり、速やかな災害状況把握と道路啓開、被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

【業務内容】

- ・被災状況調査(撮影)等・・・無人航空機による道路状況等の撮影
- ・実施報告・・・・・・・・・・・・・・撮影画像の提出(撮影画像の送信)

【協定区間】

- ①相武国道事務所管理区間(国道16号・国道20号)及び②都内啓開道路区間のうち企業等毎に概ね2～15kmの担当工区(全14工区)

【協定期間】

令和3年12月24日から令和6年8月31日まで

「災害時における災害応急対策業務に関する協定」概要

【協定の目的】

本協定は、相武国道事務所管内(以下「管内」という。)及び国道20号(東京都千代田区霞ヶ関2丁目～東京都世田谷区給田三丁目)(以下「啓開道路」という。)において地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合の業務を実施するにあたり、速やかな災害状況把握と道路啓開、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【業務内容】

被災箇所の測量、調査、設計、無人飛行機による活動(撮影等)等

【協定区間】

- ①相武国道事務所管理区間(国道16号・国道20号)及び②都内啓開道路区間のうち出動を要請する箇所

【協定期間】

令和3年12月24日から令和4年3月31日まで

※期間満了の1箇月前までに双方から何ら申し出がないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続。